

資料－４．都道府県の取り組み

※災害に強い水産地域ガイドライン 関連ページ：p. IV-1-58

ここでは、先進的な取り組みが行われている都道府県の中から、南海トラフ地震津波の来襲が切迫する高知県の事例を紹介する。

防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の改訂・配布

高知県では、県民に南海トラフ地震の正しい知識を理解し、発災から復旧までの一連の流れをイメージしてもらい、自助・共助の取り組みを促すことを目的として、地震啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」を作成している。

当冊子は令和２年１２月に改訂され、令和２年度内に県内全戸へ配布された。今回の改訂では、既存冊子の内容の更新に加え、以下の事項が新たに追加された。

- ・南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合に発表される「南海トラフ地震臨時情報」を受けた際にとるべき行動
 - ・日常生活のなかで備蓄ができる「ローリングストック」
 - ・燃料不足に備えた「車の燃料が半分になる前に満タン給油」
 - ・一般の避難所での要配慮者への対応
 - ・一般の避難所では避難生活を送ることが困難な方のための「福祉避難所」の周知
 - ・自力での避難が困難な方のための「個別避難計画」の作成・周知
 - ・被災者の困りごとに細やかに対応してくれる「災害ボランティア」の周知

次頁以降へ、「南海トラフ地震に備えちょき」の内容を抜粋して紹介する。



図-4.1 南海トラフ地震に備えちよき（表紙）

目 次

第1章 我が家のMy備えちよきを作ろう

①我が家の備えをチェックしよう	1
②家族の防災ルールを話し合おう	1
③防災グッズを準備しよう	3
④家の状況を確認しよう	4
⑤「Myハザードマップ」を作ろう	5

第2章 南海トラフ地震を知ろう

①南海地震？南海トラフ地震？	
1) 南海地震と南海トラフ地震	6
2) 南海トラフ地震の起こるしくみ	7
3) 昭和南海地震による被害	8
②最大クラスの南海トラフ地震の特徴	
1) 長く強い揺れ	9
2) 早くて高い津波	12
3) 長期浸水	14
③南海トラフ地震臨時情報	15

第3章 自分の命を守るために今から備えよう

①地域のハザードマップを確認・活用しよう	
1) ハザードマップとは	17
②揺れから身を守る	
1) 緊急地震速報	19
2) 住宅の耐震化	22
3) 室内の安全対策	25
③津波から身を守る	
1) 津波を正しく理解しよう	28
2) 津波による被害（東日本大震災）	29
3) 津波避難のポイント	29
4) 東日本大震災での事例	31
5) 自ら避難することが困難な方への支援（個別計画の作成）	33
④火災から身を守る	
1) 地震火災とは	35
2) 地震火災による被害	35
3) 地震火災への対策	36
4) 通電火災の発生防止	37
5) LPガスの地震・津波対策など	38

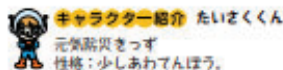


図-4.2 南海トラフ地震に備えちよき（目次①）

第4章 みんなで生き抜くために備えよう

①非常持ち出し品と備蓄品の備えをしよう	39
②「車の燃料が半分になる前に満タン給油」を心がけよう	42
③応急手当や搬送方法を学ぼう	43
④地震・生活情報の入手と安否の確認	46
⑤避難生活のはじまり	47
⑥避難所の運営に携わろう	
1) 誰が避難所の運営をするの?	49
2) 避難所運営マニュアルの策定や避難所運営訓練に参加しよう	50
⑦一般の避難所での要配慮者対応について	51
⑧福祉避難所を知ろう	52
⑨災害ボランティアによる支援活動	53

第5章 生活を立ち上げよう

①被災後の生活はどうなるの?	54
②生活の再建に向けた手続きや支援制度	55
③被災後の生活を立ち上げるうえでのトラブル	58
④地震保険	
1) 地震保険	59
2) 地震保険料控除	59

第6章 地域や企業の防災力を高めよう

①自主防災活動（地域の防災活動）へ参加しよう	
1) 自主防災活動とは?	60
2) なぜ自主防災組織が必要か?	60
3) 何をしたらいいの?	61
②事業所の防災対策	63

第7章 風水害にも備えちょき

①高知県における風水害の被害	64
②避難情報等を知ろう	64
③風水害時に「避難情報のポイント」を活用し、避難しよう	65
④風水害に備えて	65
⑤風水害の危険性が高まったら ～早め早めの避難で命を守ろう～	66
⑥避難所での感染症対策	66

第8章 防災情報

①災害に関する標識を知ろう	67
②防災関係機関連絡先	68

巻末

・高知家の南海トラフ地震への心得8カ条	69
・防災学習ツール等のご案内	71

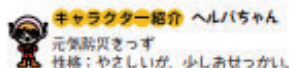


図-4.3 南海トラフ地震に備えちょき（目次②）

3 南海トラフ地震臨時情報

■南海トラフ地震臨時情報って何?

現在の科学的知見では、地震がいつ、どこで発生するかを予測することはできません。一方で、南海トラフの一部（東側）で大きな地震があった場合、それ以外の地域（高知県を含む西側）においても時間差で後発の大規模地震が発生した事例があり、こうしたことは、世界の様々な地域でも見られます。



つまり、南海トラフの一部で大きな地震が発生した場合などに、南海トラフの他の地域においては、通常と比べて大規模地震の発生可能性が高まっていると言えます。国の専門家委員会で、このような状態になったと評価されたときに気象庁から発表されるのが、**南海トラフ地震臨時情報**（以下、「臨時情報」という。）です。臨時情報には、南海トラフでM8クラスの地震が発生したときに発表される**臨時情報（巨大地震警戒）**と、南海トラフの一部でM7クラスの地震が発生したときなどに発表される**臨時情報（巨大地震注意）**があります。

臨時情報は、不確実な情報ですが、普段より大規模地震の発生可能性が高まっているのであれば、私たちはその情報を生かして、しっかり備えることが重要です。

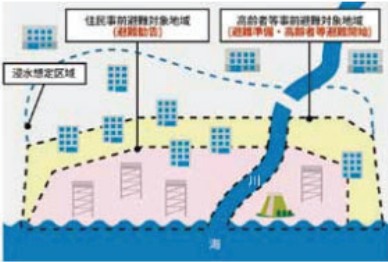
**防災対策は、空振りOK！
見逃しOUT！**



※臨時情報は地震の予測ではありませんので、発表されたとしても、後発の大規模地震が発生しないこともありますし、逆に、臨時情報が発表されずに大規模地震が発生することもあります。※地震対策は、突発的に発生する地震に備えることが基本です。臨時情報が発表されることとなった現在においても、それは変わりません。

■事前避難対象地域とは？

事前避難対象地域とは、臨時情報が発表された際に後発地震に伴う津波に備え、**事前に避難することでより安全性を高めることができる地域**です。お住まいの地域またはお勤め先が事前避難対象地域かどうか、各市町村のホームページ等でご確認ください。



15 **防災××××××××××××××××××**
× 津波は海から川をさかのぼって襲ってくるぞい。じゃから、川の近くにいるときに地震が起きた時は、川から離れて安全な場所へ逃げるのじゃ。

図-4.4 南海トラフ地震に備えちよき（南海トラフ地震臨時情報①）

■臨時情報が発表されたときは、どうすればいいの?

臨時情報が発表されたときにとるべき防災対応は、地域ごと、時間経過ごと、臨時情報の種類ごと（巨大地震警戒・巨大地震注意）に異なります。

<防災対応の例>臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

○住民事前避難対象地域にお住まいの方は

- 発災後 1 週間まで： 健常者を含む全住民が事前避難
- 1 週間～2 週間： 自宅に戻るが、地震への備えを再確認するなど、警戒レベルを上げて生活
- 2 週間以降： 地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活



コロナ禍における新しい生活様式のように、臨時情報発表後の「1 週間程度」は、地震発生への警戒と日常生活の継続を「両にらみ」で行うことが求められるのじゃ。

○高齢者等事前避難対象地域にお住まいの方は

- 発災後 1 週間まで： 自力での避難が困難な人などは事前避難、その他の人は地震への備えを再確認するなど、警戒レベルを上げて生活
- 1 週間～2 週間： 自宅に戻るが、地震への備えを再確認するなど、警戒レベルを上げて生活
- 2 週間以降： 地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活



臨時情報発表時には、「何は普段通り行い、何をストップさせて地震や津波の発生に備えるのか」家庭・地域・会社・学校などで今のうちから話し合っておくことが大切じゃ。

○その他の地域にお住まいの方は

- 発災後 2 週間まで： 地震への備えを再確認するなど、警戒レベルを上げて生活
- 2 週間以降： 地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活

ゆうどうくんからの お知らせ

南海トラフ地震臨時情報については、内閣府が分かりやすい動画をYouTubeにアップしているから、見るんだぞー。

■ チャンネル名「内閣府防災」

動画名：
「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応」説明動画

https://www.youtube.com/watch?v=1_VNfp6npGU

動画名：
【暫定版】南海トラフ地震どうなる？どうする？時間差で起こりうる地震への備え

https://www.youtube.com/watch?v=UR-CUwU_oXg



防災×クイズ⑥

津波から避難場所へ逃げる時は、なるべく早く避難できるよう、車で避難する。

図-4.5 南海トラフ地震に備えちよき（南海トラフ地震臨時情報②）

7 一般の避難所での要配慮者対応について

■ 一般避難所にいる要配慮者とは

要配慮者には、高齢者や視覚障害、聴覚障害、肢体障害、知的障害、精神障害、発達障害などがある方、生活支援が必要な病気をお持ちの方、妊産婦・乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人の方など、様々な方がいらっしゃいます。



■ 一般の避難所での要配慮者への対応

避難所には一般の避難所の他に、障害や病気をお持ちの方など避難生活に特別な支援を必要とする人が避難する福祉避難所があります。

市町村では福祉避難所の確保を進めていますが、現在の福祉避難所の確保状況では、すべての要配慮者の受入れを行うことは困難であり、一般の避難所において、比較的障害の程度が軽く、支援の度合いが低い要配慮者を受け入れる必要があります。



福祉避難所については、次のページの「福祉避難所を知ろう」に詳しく説明しているよ。

■ 要配慮者への支援方法

一般の避難所で生活している要配慮者は、家族などの付き添いがある方や、支援の度合いが低い方が中心になります。基本的には、家族が介助をしていますので、それを支援していただくことになります。障害や病気など、要配慮者の状況によって、サポートの仕方は異なりますが、共通する主な注意点としては以下のとおりです。

<要配慮者への主な注意点>

- ・目が見えない、耳が聞こえない、知的障害や発達障害があり、文字による理解が難しいなどの理由により、自分自身での情報の取得が難しい場合があるので、その人にあった手段で丁寧な情報伝達を行うことが必要です。
- ・歩行が困難な人は1階にする、発達障害や精神障害がある方は静かな環境を用意するなど、その人の特性に合った場所を提供することが必要です。
- ・支援する側が積極的に声をかけて、要配慮者のニーズをしっかりと把握することが必要です。

県では、避難所を運営する方や、一般の避難者などが要配慮者の支援をするにあたって参考にしていただけるようガイドブックを作ったので、是非参考にしな。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/files/2020082500159/shien-gaido.pdf>



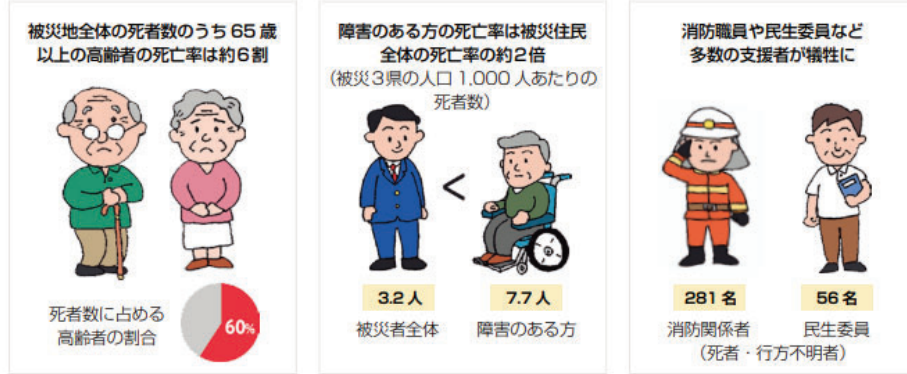
図-4.6 南海トラフ地震に備えちよき
(一般の避難所での要配慮者対応について)

5) 自ら避難することが困難な方への支援（個別計画の作成）

過去の災害では、多くの高齢者や障害者が避難できず亡くなりました。避難行動に支障がある方への避難支援は、災害が起こるたび、課題として指摘されています。

被害を少しでも減らすためには、災害時に特に配慮が必要な方々への理解を深め、いざというときに地域で助け合える関係づくりが大切です。

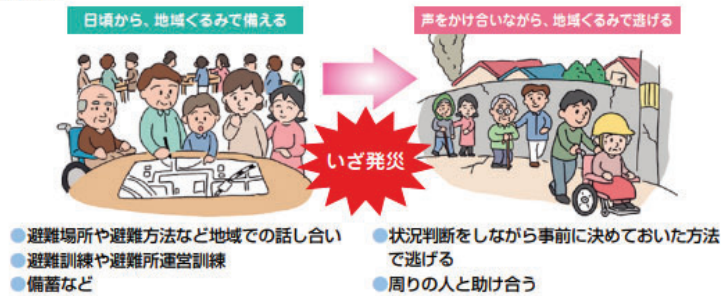
■東日本大震災では、災害時の避難支援の課題が浮き彫りになりました



■みんなで逃げる、みんなで助かるため、支え合いの地域づくりを進めましょう

日頃から、みんなで絆を深め、互いに気にかける地域だからこそ、隣近所で声をかけ合いながらみんなで逃げて、みんなで助かることができます。

避難行動要支援者の個別の避難計画（個別計画）の作成を通じて、お互いに顔の見える関係づくりを進めることが大切です。日頃から見守り活動と災害対策を一体的に取り組むことで、地域の結びつきの強化につながります。



■避難行動要支援者とは

災害時にひとりでは避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な方

- | | |
|--|--|
| <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 目や耳に障害がある方 認知症の方 障害等により歩行が困難な方 | <ul style="list-style-type: none"> ▶▶▶ 警報や避難放送の情報を得ることが困難 ▶▶▶ 自分で避難すべき状況が判断することが困難 ▶▶▶ 素早く逃げるのが困難 |
|--|--|



防災クイズ 問 14 の答え

× 雨に込められる可能性があるので、すぐに全ての階のボタンを押して、止まった階で降りるのじゃ。カバンなどで頭を守って身を低くし、周りに注意しながら降りるのじゃぞ。


図-4.7 南海トラフ地震に備えちよき（個別避難計画①）

■避難行動要支援者一人ひとりの特性に応じた個別計画を作成しましょう

例えば、こんな方

- 南海トラフ地震で発生する津波や水害などから逃げるために、誰かの助けがほしい
- 避難すべきかどうか判断できない
- 災害時、1人での避難が大変なことを周りの人知ってほしい

➔ まずはお住まいの市町村の災害時要配慮者対策担当課にご相談ください。




step 0 避難行動要支援者名簿の作成 ※市町村業務 ①②③

- ・市町村が把握している要介護度などの情報を基に名簿を作成しています。
- ・市町村はご本人に確認の上、同意いただけた方の名簿情報を地域の支援者に提供します。

避難行動要支援者のみなさまへ

- ➔ 名簿を活用し個別計画を作成することで、避難行動要支援者が必要とする支援の事前準備をすることができます。
- ・周りの方に、避難行動要支援者の状態を知ってもらえるため、特別な支援を受ける理解が得られやすくなります。

➔ いざという時支援を受けるためにも、地域への情報提供へできるだけ同意をお願いします。

step 1 地域でお互いのことを知る (地域で名簿を確認・把握する) ④

- ・地域で避難行動に支援が必要な方を把握していただくため、提供に同意された方の名簿情報を、地域の避難支援等関係者(※)に提供します。(※)民生委員や自主防災組織、自治会の方など

➔ 名簿と実際に地域で避難支援が必要な方を照らし合わせ、名簿に登録されていない方がいれば、行政に情報提供をお願いします。※ 名簿情報は法律に基づき、適切な管理が義務づけられています。

step 2 地域で避難のことを考える (個別計画を作る) ⑤

- ・実効性のある避難支援が行われるために、「個別計画」を地域避難支援等関係者と作成しましょう。

➔ 市町村では、個別計画の策定作業も進めておりますので、積極的に参加しましょう。

- ・ご本人やご家族、避難支援等関係者で、避難場所や避難経路、避難方法を話し合いましょう。また、可能であれば複数の避難支援者を決めておきましょう。

step 3 できることから実行してみる (訓練する) ⑥

- ・個別計画は時間をかけて完璧なものを作ろうとするよりも、まずは一度作って、地域での避難訓練などを通じて、徐々に改善していきましょう。
- ・お互いのできる支援を行うことが大切です。地域の中で理解や協力の輪を広げていきましょう。

かならずしも Step 1～3の順番にこだわることはないのじゃ。
みんなで助かるため、地域でやりやすいことから始めることが一番大事じゃ。

防災×クイズ⑩

自動車運転している時に、緊急地震速報を聞いたら、すぐにブレーキを踏んで停車するべきだ。

図-4.8 南海トラフ地震に備えちよき (個別避難計画②)

補足資料：災害時における応急対策用ヘリコプターの利用

1. 利用の手順

大規模地震災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により陸上ルートの確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、空のルートとして、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動が求められる。

特に、陸のルートが途絶することにより孤立しやすい水産地域においては、空のルートの確保が重要となる。

1.1 主な活動内容

災害時には自衛隊、防災、消防、警察等のヘリコプターの出動が想定され、これらのヘリコプターの基本的な活動内容は次の事項が考えられる。

- 災害発生直後
(初動期)
 - ①被災状況の偵察及び情報収集
 - ②緊急患者等人員の搬送
 - ③防災対策要員の輸送
 - ④災害に関する情報、警報の伝達等の災害広報

など

- 応急対応期
 - ①緊急患者等人員の搬送・転送
 - ②救助、救急用資機材の輸送
 - ③緊急物資の輸送(医薬品、食糧、毛布等)
 - ④防災対策要員の輸送 など

平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖地震では、玄界島において自衛隊、福岡市消防局のヘリコプターが応急救援活動として出動し、玄界島の離発着場として漁港用地が利用された。



1.2 都道府県の事例

(1) 宮城県 地域防災計画

宮城県では地域防災計画（地震災害対策編）において、ヘリコプターの活動について以下のように定めている。

【宮城県地域防災計画（地震災害対策編）】（令和4年1月）

第11節ヘリコプターの活動

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部）、県警察本部、仙台市消防局、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所、自衛隊、仙台国際空港（株）

第1 目的

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 活動体制

県は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整班を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。

第3 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 救出救助活動
- 3 救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 消防部隊の搬送・投入
- 6 被災地への救援物資の搬送
- 7 応急復旧用資機材等の搬送
- 8 住民に対する避難勧告等の広報活動
- 9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第4 活動拠点

- 1 県は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。
 - (1) 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。
 - (2) 場外離着陸場においては、あらかじめ定めている県内の場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- 2 ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うよう努める。

第5 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- 1 大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、陸上自衛隊東北方面航空隊(霞目駐屯地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。
- 2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- 3 ヘリコプターの離着陸時の安全確保のため地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確保する。

第6 応援ヘリコプター

県は、必要に応じ、以下のように他県及び関係機関からの応援ヘリコプターの要請を行う。

- 1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成26年10月)、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成24年5月)あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」(平成22年9月)等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示するとともに、地上支援要員の派遣についても併せて要請する。

2 要請と同時に，速やかに応援機の受入れ体制を確立する。県外からの応援ヘリコプターについては，仙台空港等において，活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し，協力を得るとともに，機動性を有するタンクローリーを活用した補給体制を確保する。

(2) 高知県 漁村における津波対策基本方針

高知県では「漁村における津波対策基本方針」の中で、ヘリポートの適地選定に当たって以下のような検討を行っている。

【高知県 漁村における津波対策基本方針】

ヘリポート

1) 条件

ヘリコプター離着陸場は、勾配 4~5° 以下の平坦地で、必要無障害地帯が確保できる場所でなければならない。当該地区においての候補地として、

- ① 中土佐町立スポーツ文化センター
- ② 上ノ加江小学校グラウンド
- ③ 上ノ加江中学校グラウンド
- ④ 上ノ加江漁港公園北側の平地

が挙げられる。

2) 位置選定検討結果

表-1 位置選定比較表（対象機種：小型ヘリ）

番号	場所	平面形状	障害物等	検討	可否
①	中土佐町立スポーツ文化センターグラウンド	① 細長いひょうたん型 ② 最も狭い箇所 30m 程度	① 西側の建物	① 必要無障害地帯 45m が確保できない	不可
②	上ノ加江小学校グラウンド	① 65m × 35m の長方形	① 南側と西側に校舎 (H ≒ 7m) ② 北側と東側に樹木 (H ≒ 15m)	① 障害物をクリアする距離 70m を確保できない。 ② 両側から離着陸可能な距離 140m 確保できない。	不可
③	上ノ加江中学校グラウンド	① 120m × 80m の長方形	① 南側に校舎 (H ≒ 10m) ② 他 3 辺はネット (H ≒ 10m)	① 障害物をクリアする距離 47m を確保できない。 ② 両側から離着陸可能な距離 94m を確保できない。	不可
④	上ノ加江漁港公園北側の平地	① 上底 50m × 下底 100m × 高さ 80m の台形 ② 余裕幅をとれば 50m × 50m 確保可能	① 整地されていない ② 岸壁から余裕必要 (5m 程度)	① 必要無障害地帯が 45m 以上確保できる	可能

以上のことから、④上ノ加江漁港公園北側の平地についてはヘリポート設置可能である。

災害発生時における自衛隊派遣要請は、災害対策基本法（第 68 条の 2）および自衛隊法（第 83 条第 1 項）に定められている。

災害対策基本法（災害派遣の要請の要求等）

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請（次項において「要請」という。）をしよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第 8 条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前 2 項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

自衛隊法

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

（地震防災派遣）

第八十三条の二 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

2. 適正な規模の考え方の事例

【高知県 漁村における津波対策基本方針】

3) 参考資料(県防災ヘリの運用)

a) 活動内容

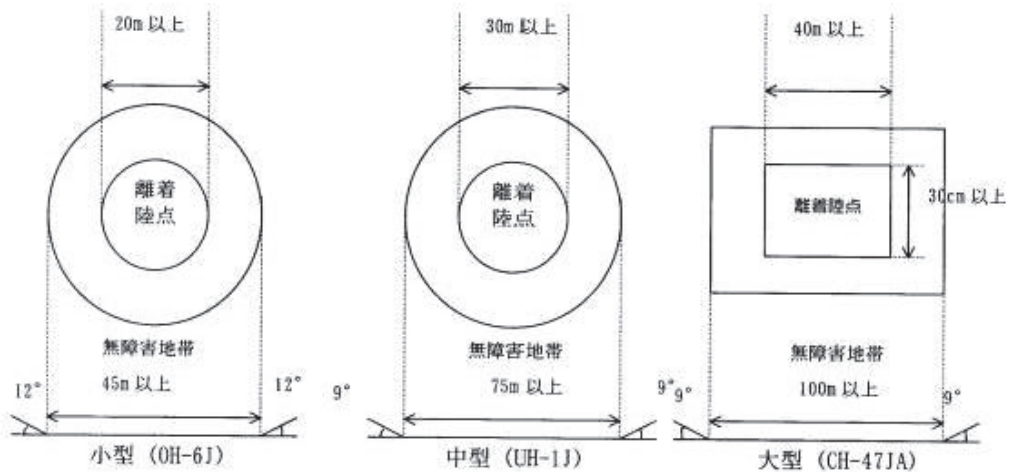
県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ① 災害対策活動(被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等)
- ② 火災防御活動(空中消火、消火資機材搬送等)
- ③ 救助活動(事故等による捜索・救助等)
- ④ 救急活動(傷病者の救急搬送、転院搬送等)、その他

b) 離発着場の選定

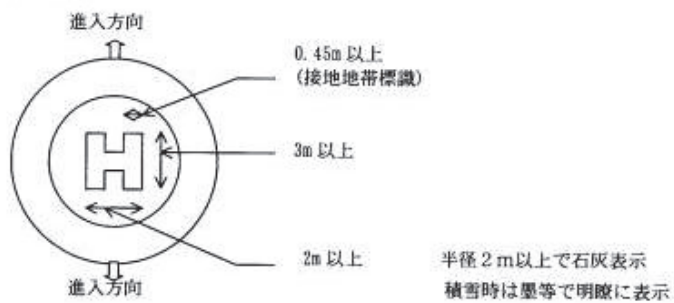
災害時においては、ヘリコプター離着陸場の適地として平坦(勾配 4° ～ 5° 以下)であって、無障害地帯(基準の倍)を選定し、活用することとなっている。

ア 離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知することとなっている。



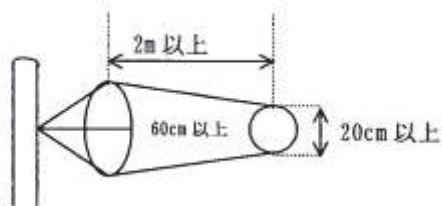
- (7) 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点
- (イ) 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

イ 標識



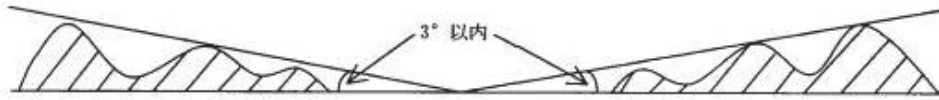
ウ 吹流し(風向指示器)

無障害地帯外に吹流し又は旗(細長い布)を設置(固定)し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



エ 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約20枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字型の左右100mの地点で、発炎筒もしくははたき火等により白煙を上げる。



オ 危険防止の留意事項

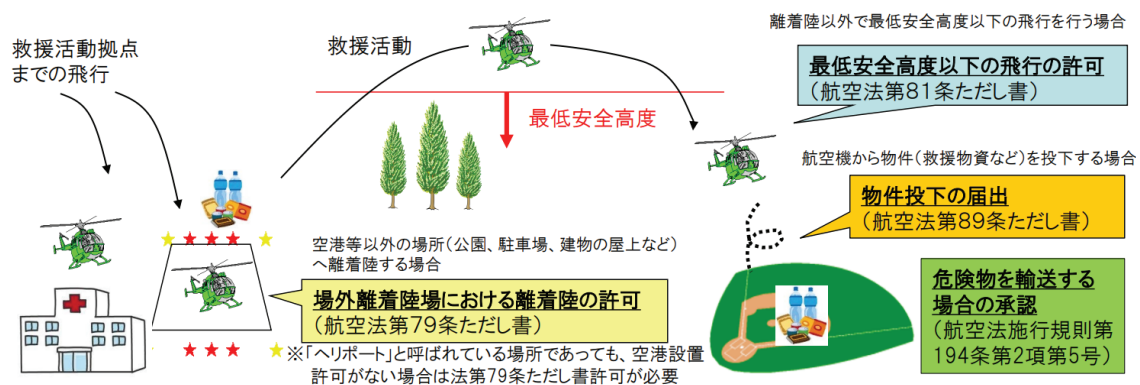
- ①発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- ②着陸点附近に物品等を放置しないこと。
- ③着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

出典：高知県 HP 水産振興部漁港漁場課

3. 法的規制

災害発生時に救援活動を行う航空機に係る許可手続きについて

- 公的機関（警察・消防・防衛等）の航空機及び同機関からの依頼を受けた航空機等が捜索又は救助を行う場合には、航空法第 81 条の 2 に基づき、場外離着陸（航空法第 79 条）及び最低安全高度以下の飛行（航空法第 81 条）に関する許可は不要です。
 - 災害発生時に救援活動を行う場合であっても、上記以外の航空機が下図のような飛行をする場合には航空法第 79 条ただし書許可、同法 81 条ただし書許可、同法第 89 条ただし書届出が必要ですが、災害発生時に救援活動を行う場合、口頭により速やかに手続きを行うことが可能です。
 - 被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等（小型燃料ガスボンベ等）の輸送の航空法施行規則第 194 条第 2 項第 5 号に基づく承認については災害発生時に救援活動を行う場合、口頭により速やかに手続きを行うことが可能です。
- ※災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部や非常災害対策本部が設置される大規模災害の場合は、やむを得ない事由により、事後の連絡でも可能です。



国土交通省 HP 災害発生時に救援活動を行う航空機に係る許可手続きについて（具体的な手順等）

※航空法抜粋

（離着陸の場所）

第 79 条 航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合はこの限りではない。

（飛行の禁止区域）

第 80 条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

(最低安全高度)

第 81 条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

(捜索又は救助のための特例)

第 81 条の 2 前 3 条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については、適用しない。